

○工学院大学短期留学生受け入れ規程

(平成 30 年 2 月 19 日)

改正

(目的)

第 1 条 この規程は、工学院大学学則（以下「学則」という。）第 54 条第 2 項及び工学院大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第 44 条の 2 第 3 項の規定に基づき、外国人短期留学生（以下「短期留学生」という。）の受け入れについて必要な事項を定める。

(短期留学生)

第 2 条 外国の大学等との交流協定に基づき、当該大学からの推薦によって本学の学部または大学院に 1 年以内の短期留学を志願する者があるときは、特別研究生として入学を許可することができる。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、入学許可を取り消す。

(1) 出願書類に虚偽の記載があったとき

(2) 出願した在籍期間が 3 カ月を超えるにも関わらず在留資格「留学」を取得できなかったとき

(3) 出願した在籍期間が 3 カ月を超えるにも関わらず入学までに住民票(市区町村役場等発行のもので、国籍等、在留期間、在留資格が明記してあるもの)の写しを提出できなかったとき。

(教育プログラム)

第 3 条 短期留学生は、指導教員の指導に基づく個別の教育プログラムを受ける。

2 教育プログラムは、当該学生を受け入れる学科もしくは専攻が決定する。

(研究に要する費用)

第 4 条 短期留学生の研究に要する実費は、当該受入学科または専攻が負担するか、自己負担とする。

(生活に要する費用)

第 5 条 日本での生活に関する経費については、短期留学生の責任において支弁する。

(順守事項)

第 6 条 短期留学生は、学則、大学院学則その他学内規程及び法令を遵守しなければならない。

2 短期留学生が前項の規定に違反したとき、学長は、教授総会または大学院委員会の意見を聴いて、これを除籍することができる。

(事務)

第 7 条 短期留学生に関する事務は学事部及び学長事業推進本部が所管する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が教授総会及び大学院委員会の意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 事務組織改編に伴う所管部署の変更。